

統一的な基準による地方公会計について

【地方公共団体と民間企業の会計】

項目	地方公共団体（官庁会計）	民間企業（企業会計）
作成目的	住民の福祉の増進	利益の追求
報告主体	首長	取締役
報告先	住民 （提出先は議会）	株主 （提出先は株主総会）
説明責任	議会の承認・認定(予算・決算) →事前統制(予算)の重視	株主総会の承認(決算) →事後統制(決算)の重視
簿記方式	単式簿記	複式簿記
認識基準	現金主義会計	発生主義会計
出納整理期間	あり	なし
決算書類	・歳入歳出決算書 ・歳入歳出決算事項別明細書 ・実質収支に関する調書 ・財産に関する調書	・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書 ・キャッシュ・フロー計算書

官庁会計と企業会計について

地方公共団体における予算・決算に係る会計制度は、官庁会計と呼ばれ、複式簿記による発生主義会計を用いる企業会計とは異なり、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るといった観点から、確定性、客観性、透明性に優れた単式簿記による現金主義会計を採用しています。

しかし、複式簿記、発生主義会計を用いた企業会計と比べ、官庁会計では、資産や負債といったこれまでの積み上げのストック情報が把握しにくい、また、現金支出を伴わない減価償却や引当金といったコスト情報が見えにくいといった側面があります。

これまでの地方公会計(財務書類)

財政の透明性を高め、説明責任をより適切に図る観点から、単式簿記による現金主義会計の補完として、複式簿記による発生主義会計の導入が重要とされ、財務書類がこれまでも各地方公共団体で作成されてきました。この作成にあたっては、いくつかのモデルがあり、本市においては、過去、地方財政状況調査、いわゆる決算統計の情報から作成を行う「総務省方式改訂モデル」で作成・公表をしていました。

今後の地方公会計(財務書類)(統一的な基準による地方公会計)

複数の作成モデルでは、他団体との比較ができない等の問題から、総務省は平成27年1月に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入が前提とした「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を公表し、すべての地方公共団体に対して、平成30年3月までに「統一的な基準による地方公会計」を導入するよう要請されました。

